

## 第7章 通信

### 第1節 通信の種類等

#### (通信の種類等)

第33条 通信には、次の区別があります。

区 別	内 容
パケット通信モード	パケット交換方式により、符号の伝送を行うためのもの

- 2 前項に規定する伝送速度は、通信の状況等により変動します。
- 3 ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第2(通信料)に定めるところによります。

#### (契約者回線との間の通信)

第34条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条(営業区域)に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

#### (相互接続点との間の通信)

第35条 相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

- 2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といいます。)は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。
- 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

#### (インターネット接続サービスの利用)

第36条 契約者は、インターネット接続サービス(ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

- 2 当社はインターネット接続サービスの提供により生じた損害については、責任を負わないものとします。

### 第2節 通信利用の制限等

#### (通信利用の制限)

第37条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関に提供している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線に係る電気通信設備への通信を中止する措置を含みます。)

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 2 に定める基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への相互接続通信の利用を制限する措置。

2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

(1) 当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと判断し、利用制限端末として取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を制限する措置。

(2) 無線設備規則、別記 1 の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第 31 条で定める場合に適合しない自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を制限する措置。

3 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、契約者の契約者回線から行った通信に関して、次の措置をとることがあります。

この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(1) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(2) 当社が別に定めるデータ量を超えるデータファイルの送受信を制限する措置

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにおい

て指定された接続先との間の通信を制限する措置を執ることがあります。

#### (通信の切断)

**第 38 条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
- (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

#### (通信時間等の制限)

**第 39 条** 前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするとき又はふくそうするおそれがあるときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

### 第 3 節 通信時間等の測定等

#### (通信量等の測定等)

**第 40 条** 情報量及び通信回数の測定等については、料金表第 1 表第 2 (通信料) に規定するところによります。